

○番号法施行条例

(平成 27 年 9 月 16 日美幌町条例第 31 号)

改正 平成 28 年 3 月 24 日美幌町条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、番号法において使用する用語の例による。

(1) 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例及び執行機関の規則(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。)をいう。

(2) 実施機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う町長及び議会をいい、法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。

(番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務)

第 3 条 別表の左欄に掲げる実施機関は、番号法第 9 条第 2 項の規定により、同表の中欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 別表の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

3 実施機関は、番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(検討)

- 3 町長は、番号法及びこの条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日美幌町条例第 7 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

実施機関	利用事務	特定個人情報
1 町長	美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和 48 年条例第 13 号)による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年条例第 31 号)による医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2	美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関	住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 7 条第 4 号に規定する事項(以下「住民

町長	する条例(昭和 48 年条例第 31 号)による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する情報(以下「乳幼児等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		重度心身障害者等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		乳幼児等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの設置等に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による要介護認定、要支援認定に関する情報(以下「介護認定等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって規則で定めるもの
5 町長	障がい者への交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの